

特集

4月から 後期高齢者医療制度が始まります

高齢の方にも見やすいように文字を大きくしてあります

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために、75歳以上の高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、新たな高齢者医療制度が創設されることになりました。

これまでは、75歳（一定の障害があると認定された方は65歳）以上の方は国民健康保険や会社の健康保険などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、4月からは、これまで加入していた医療保険制度を抜けて、新たに独立した「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けることになります。

3月まで

老人保健制度		
75歳以上の国民健康保険被保険者	75歳以上の会社の健康保険、共済組合などの被保険者及び被扶養者	一定の障害があると認定された65歳以上の方※

※65歳以上75歳未満で障害認定により現在老人保健の受給をされている方は、3月31日までに老人保健で受けた障害認定申請の撤回を申し出ることによって、後期高齢者医療制度へ移行しないことができます。詳しくは、[市役所市民窓口グループ](#)にお問い合わせください。

※4月1日以降に障害認定を申請される65歳以上75歳未満の方は、広域連合の認定を受けた日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。ただし、障害認定の申請をされない場合は後期高齢者医療制度の被保険者にはなりません。

4月から

後期高齢者医療制度
75歳以上の方および一定の障害があると認定された65歳以上の方（後期高齢者医療制度への移行を撤回した方は除く）は、 後期高齢者医療制度の被保険者